

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく」を削り、「様式第四号」を「様式第九号」に、「第三条第二項」を「第二十五条第二項」に、「第六条」を「第二十八条」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「次の各号に掲げる場合において、法第三十二条の規定により」を削り、「報告を求められたときは」を、「法第三十二条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同項第一号中「様式第二号」を「様式第七号」に改め、同項第二号中「の場合」を「で報告を求められた場合」に、「様式第三号」を「様式第八号」に改め、同条第二項中「様式第三号」を「様式第八号」に改め、同条を第五条とする。

第二条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「様式第一号」を「様式第六号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十二条第一項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画又は同条第二項の規定により提出した変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者は、様式第五号の計画取下書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第十三条第二項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画又は同条第三項の規定により通知した変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者について準用する。この場合において、前項中「法第十二条第一項の規定により提出」とあるのは「法第十三条第二項の規定により通知」と、「同条第二項の規定により提出」とあるのは「同条第三項の規定により通知」と読み替えるものとする。

第二条を第四条とする。

第一条第二項中「第七条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項第四号中「第

三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項第六号中「日本住宅性能表示基準」を「住宅性能表示基準」に、「同告示」を「住宅性能表示基準」に、「又はその写し」を「の写し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)(第一条第一項」を「省令第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同項第四号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下この条において「住宅品質確保法」という。)」を「住宅品質確保法」に改め、同項第五号中「日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省令第三百四十六号)」を「住宅性能表示基準」に、「同告示」を「住宅性能表示基準」に、「又はその写し」を「の写し」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第十二条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)(第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)(第一条第一項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していることを示す書類(建築物全体を評価しているものに限る。)(の交付を受けている場合 当該書類の写し

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下この条において「住宅品質確保法」という。)(第六条第一項の設計住宅性能評価書(一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省令第三百四十六号。以下この条において「住宅性能表示基準」という。)(別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合していることを示すものに限る。)(の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

三 その他知事が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

第一条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書)

第三条 第一条の規定は、省令第二十九条の規定により省令第二十六条の軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者について準用

する。この場合において、第一条第一項中「第十一条」とあるのは「第二十九条」と、「第三条」とあるのは「第二十六条」と、「様式第一号の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書」とあるのは「様式第三号の建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書」と、第一条第二項中「別記様式第一の第二面から第五面」とあるのは「別記様式第三十三の第二面から第四面」と、同条第三項中「様式第二号の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書」とあるのは「様式第四号の建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書」と読み替えるものとする。

第一条として次の一条を加える。
(建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)第十一条の規定により省令第三条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、様式第一号の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の申請に係る内容が省令第三条の軽微な変更該当していると認める場合には、様式第二号の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書を交付するものとする。

様式第四号中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第三号中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第二号中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第一号中「(第2条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

附則の次に次の五様式を加える。

様式第1号(第1条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

適合判定通知書番号	第 号
適合判定通知書交付年月日	年 月 日
適合判定通知書交付者	

受 付 欄		軽微変更該当証明書番号欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者印		担当者印	

埼玉県収入証紙
(消印しないこと。)

- 備考 1 印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第2号(第1条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 建築安全センター所長 

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 証明書交付申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画の概要
 - (1) 適合判定通知書番号 第 号
 - (2) 適合判定通知書交付年月日 年 月 日

(注意) この証明書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号(第3条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

認定通知書番号	第 号
認定通知書交付年月日	年 月 日
認定通知書交付者	

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当者印	担 当 者

- 備考 1 印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

様式第4号(第3条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 建築安全センター所長 

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 証明書交付申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の概要
 - (1) 認定通知書番号 第 号
 - (2) 認定通知書交付年月日 年 月 日

(注意) この証明書は、大切に保存しておいてください。

様式第5号(第4条関係)

計 画 取 下 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定によ
り した建築物エネルギー消費性能確保計画を次のとおり取り下げます。

適合性判定の種類	判定 ・ 変更判定
提出又は通知の年月日	年 月 日
判定に係る建築物の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

受 付 欄	決 裁 年 月 日
年 月 日	
第 号	
担当者印	担当者印

備考 1 印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。